

今後の「島根県総合開発審議会」の運営等について

1. 審議会の運営について（平成28年4月以降）

審議会委員の任期中（～平成29年12月20日）は、今回策定した計画に対するフォローアップ（計画の進捗状況（施策評価結果）等に関する意見）を御願いたい。

2. 計画の周知について

（1）広報資料

「計画書」「ダイジェスト版」等を作成（紙ベース、電子データ）

（2）周知方法

- ・ 県ホームページ
- ・ 広報誌フォトしまね（県内全戸配布）
- ・ 県内ローソン全店舗（島根県情報コーナー）
- ・ 県内公立図書館、市町村等行政機関、各種団体 等